

平成27年4月7日

各 位

会 社 名 株式会社インテリックス

代表者名 代表取締役社長 山本 卓也

(コード8940 東証第二部)

問合せ先 専務取締役 鶴田豊彦 TEL 03-5766-7639

新たな事業の開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、新たな事業を開始することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 事業開始の趣旨

当社は、中古マンションをリノベーションして販売する「中古マンション再生流通事業(リノヴェックスマンション事業)」を主たる事業としておりますが、この程、新たな収益の柱を構築すべく不動産特定共同事業法*(不特法)を活用した不動産小口化商品の販売事業を開始いたします。

従来の実物不動産投資は、一戸が最小購入単位であり価格も高額なものが多く、個人では取得しづらいものがありました。当社では、一棟の不動産を一口 100 万円単位に小口化し、共有持分(所有権)で販売することにより、投資家の資産の状況に合わせた購入を可能にしました。そして、共同所有することで、空室や滞納のリスクを分散でき、また、賃貸管理や修繕など全て管理運営会社(株式会社インテリックスプロパティ)に一任するので手間がかからないのがメリットであります。さらに、贈与・相続用資産として活用できるのことが最大の特長となっております。贈与・相続時に、不動産は、金融資産に比べて時価と相続税評価額の差が大きいため、資産として大幅な圧縮効果を享受することができます。

こうした不動産小口化商品の販売事業を行うにあたりまして、不動産共同特定事業法(任意組合型)に基づく許可が必要であり、当社は、この度、許可を取得することができました。(許可年月日:平成27年3月20日 許可番号:東京都知事 第97号)

第一弾といたしまして、都心の好立地に位置するシェアハウス型賃貸物件「ソーシャルアパートメント原宿」(平成26年築)を小口化し、一口100万円単位(5口以上200口以下)から購入できる不動産小口化商品『アセットシェアリング原宿』を近日募集開始いたします。

当社は、不動産の再生(リノベーション)という機能、そして、不動産を活用した長期的な資産運用の機能を提供することで、豊かな不動産ストック社会の実現を目指してまいります。

*不動産特定共同事業の健全な発達に寄与することを目的とし、事業参加者(投資家)保護の観点で施行された法律です。一定の許可要件を満たした事業者でなければ不動産特定共同事業としての不動産取引ができないよう規制されています。

2. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

不動産特定共同事業法を活用した不動産小口化商品の販売事業

(2) 当該事業を担当する部門 ソリューション事業部

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容

当該事業の開始にあたりまして、第1号案件となる「ソーシャルアパートメント原宿」は当社保有物件であり、また、現有人材で事業運営を行ってまいりますので、現時点においては特筆すべき支出はございません。

3. 日 程

- (1) 取締役会決議日 平成27年4月7日
- (2) 事業開始日 平成27年4月8日

4. 今後の見通し

当該事業の開始に伴う当期(平成27年5月期)の連結業績に与える影響は軽微でありますが、 来期以降の事業年度において、収益に寄与してくるものと考えております。

以上